

第8 園芸施設共済事業

共済目的

- 特定園芸施設.....施設園芸用施設のうち、温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び雨よけ施設等気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設
- 附 帯 施 設.....暖房施設、かん水施設等
- 施設内農作物

(注) 附帯施設及び施設内農作物については、組合等が共済目的として定めている場合に加入できますが、特定園芸施設と併せて加入しなければなりません。

共済事故

風水害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含みます。）による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

- (注) 1 施設内農作物に係る損害は、特定園芸施設の事故に伴わないものも対象となります。
2 施設内農作物を特定園芸施設と併せて加入する場合、病虫害を共済事故としない方式があります。

加 入

園芸施設共済には、特定園芸施設の設置面積（ガラス室は2倍換算）の合計が2aを下らず5aを超えない範囲内で組合等が定める面積（加入面積基準）以上の特定園芸施設を所有し、又は管理する農業者で、組合等の区域内に住所を有する者が加入できます。ただし、加入申込みは、所有する特定園芸施設のすべてについて行う必要があります。

なお、園芸施設共済においても家畜共済と同様に、総会（又は議会）の議決により義務加入制をとることができます。

引受方式

引受は、特定園芸施設1棟ごとに行われます。

次の基準のいずれか一つに該当する農家は、病虫害事故除外方式に加入できます。その場合、除外に見合う共済掛金が割引されます。

事 故 除 外 基 準

- (1) 特定園芸施設の設置面積（ガラス室は2倍換算）の合計が5aを下らない範囲内で組合等が定める面積基準以上であって、共済責任期間開始前3年間にわたり特定園芸施設を用いて施設園芸の業務を営んだ経験を有すること。
- (2) 病虫害による損害の防止を行うために必要な施設が整備されており、その防止を適正に行う見込みがあること。

また、組合等が共済規程等に特定園芸施設撤去費用（特定園芸施設（被覆材を除く。）の解体、搬出及び処分に要する費用）に係る損害の額を定めている場合、農家は当該費用を補償対象とすることができます。

共済責任期間

原則として組合等が、共済掛金の支払いを受けた日の翌日から1年間です。

共済金額

特定園芸施設1棟（特定園芸施設と併せて加入した附帯施設又は施設内農作物も含みます。）ごとに、共済価額に最低割合（4～6割の範囲内で組合等が定めます。）を乗じて得た金額から8割を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額です。

$$\text{共済価額} \times 4 \sim 6 \text{割} \quad \text{共済金額} \quad \text{共済価額} \times 8 \text{割}$$

なお、同一共済責任期間中においては、共済金が支払われても共済金額は減額されません（金額主義）。

（注）共済価額は、特定園芸施設及び附帯施設については共済責任期間開始時における価額を基礎とし、施設内農作物については施設内農作物の生産費を勘案して組合等が設定します。

共済掛金

(1) 共済掛金

$$\text{共済掛金の額} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

- ① 共済掛金率は、農林水産大臣が過去一定年間（原則20年間）における被害率を基礎として定める基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合等が設定します。
また、農作物共済と同様、危険段階別に共済掛金率を設定することができます。
- ② 基準共済掛金率は、一般に3年ごとに改定されます。

(2) 共済掛金に対する国庫負担

国庫は、共済掛金のうち、共済金額（農林水産大臣が定める金額（農家ごとに8千万円）を限度とします。）に基準共済掛金率を乗じて得た金額の2分の1を負担します。

損害発生の通知及び損害評価

(1) 損害防止及び損害発生通知
農作物共済に同じ。

(2) 損害評価

- ① 損害評価は、農家の損害発生通知を受けて、農林水産大臣が定める損害認定準則により行われます。
- ② 組合等と連合会は、共済事故の発生の都度、原則として合同で現地調査を行い、現地調査終了後、支払うべき共済金に係る損害の額を認定します。

共済金

特定園芸施設 1 棟ごとに、損害額が共済価額の 1 割又は 3 万円のいずれかを超える場合に支払われます。

$$\text{共済金の支払額} = \text{損害額} \left\{ \begin{array}{l} \text{特定園芸施設、附帯} \\ \text{施設又は施設内農作} \\ \text{物の被害額の合計} \end{array} - \begin{array}{l} \text{残存物価額} \\ \cdot \text{賠償金等} \end{array} \right\} + \text{特定園芸施設撤去} \\ \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} \quad \left. \vphantom{\text{共済金の支払額}} \right\} \text{費用の損害額}$$

なお、特定園芸施設撤去費用の損害額は、撤去に要した費用が 100 万円を超えるとき又は特定園芸施設本体の損害割合が 50%（ガラス室は 35%）を超えるときのいずれかに該当する場
合に加算することとなります。（ただし、当該費用の支払対象となる施設区分に限る。）

組合等、連合会、政府の責任分担

園芸施設共済の責任分担は、1 棟ごとの超過損害歩合再保険方式と年間超過損害歩合再保険方式の 2 つの方式が併用されます。

(1) 1 棟ごとの超過損害歩合再保険方式

特定園芸施設ごとの共済金額のうち、原則として、組合等が 1 割を分担し、残りの 9 割を連合会の保険に付し、連合会は 3 割を超える損害に対応する責任部分の 100 分の 95 について政府に再保険します。

組合等はその分担する責任を 2 割とすることができます。

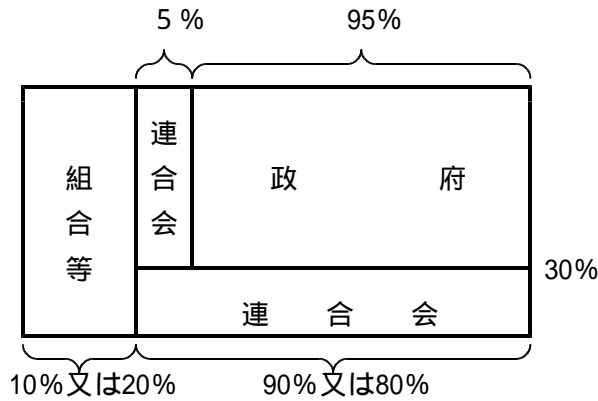
(2) 年間超過損害歩合再保険方式

(1)に加えて、事業年度ごとに、連合会は経過総保険金額の通常標準被害率を超える部分の 100 分の 95 について政府に再保険します。

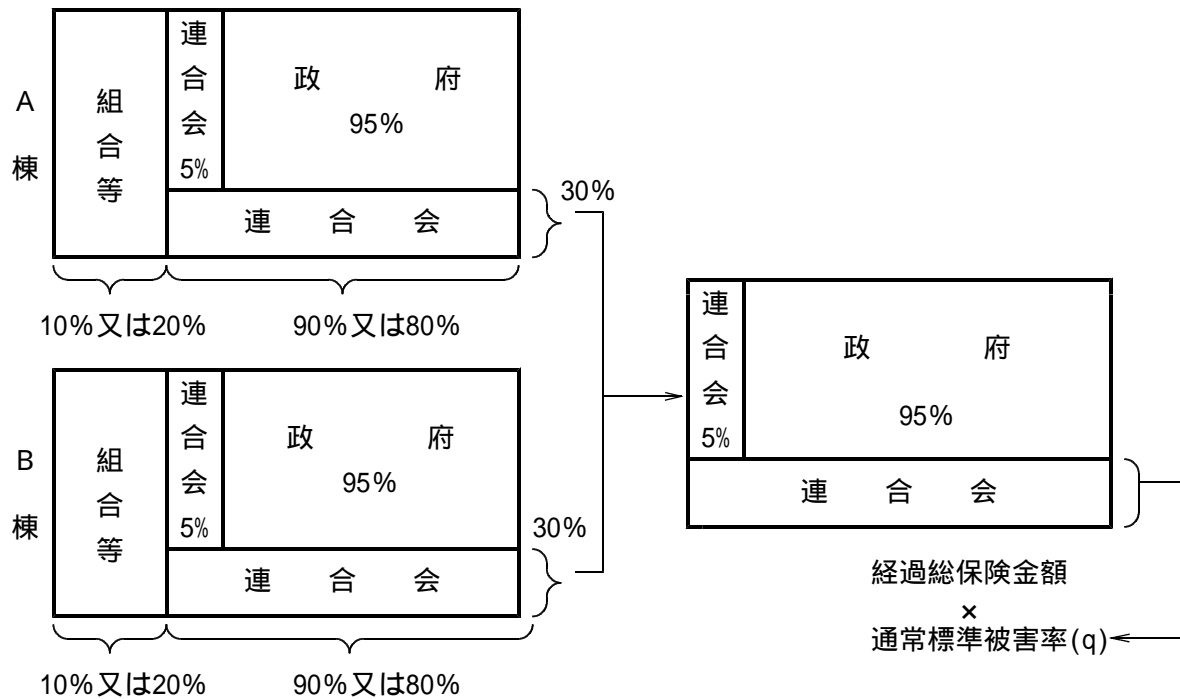
(参考)

園芸施設共済の責任分担図(三段階制)

< 1棟ごとの超過損害歩合再保険方式 >



< 年間超過損害歩合再保険方式 >



(注) 1 通常標準被害率は、年間超過損害歩合再保険方式における通常災害部分と異常災害部分を決めるための基礎となる被害率です。

2 経過総保険金額は、事業年度中に連合会が実質的に責任を負った保険金額(経過保険金額)の合計額であり、次により算定します。

経過総保険金額 = (経過保険金額)

経過保険金額 = 保険金額 × $\frac{\text{事業年度内に経過した共済責任期間}}{24}$

24

(備考) 二段階制の責任分担

特定組合と政府の二段階制で行う場合の責任分担は、組合保有責任相当部分と連合会保有責任相当部分を併せた部分が特定組合の保有責任となり、残りが政府の保有責任となります。